

ハロ・ハロ・ガーデン HELLO² GARDEN

公嘱

目次	公益法人としてスタート	
	公益法人公嘱協会に期待すること	
	公開市民講座の報告	
	研修報告	
	ディーツァイム	
	協同組合広告	
	協会取り扱い事件納品状況一覧	

／生田目正秋	1
／加藤雅・角川勲	3
／永井 正己	4
／入沢 修自	5
／木部 響子	6
／	7
／	8

2013年 第122号

(平成25年5月発行)

東京都新宿区本塩町9番地3 ☎03-3359-3345 (代表)

発行所 公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

発行人 生田目 正 秋

ホームページ (<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/>)

公益法人としてスタート

代表理事 生田目 正秋

平成18年6月2日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のいわゆる“公益法人制度改革関連三法”が公布され、平成20年12月1日に施行されました。これにより、従来の社団（財団）法人は、特例社団（財団）法人となり、平成25年11月31日までに一般社団法人の認可又は公益社団法人の認定を受けるか若しくは解散するかを選択をすることとなりました。

当協会においても、公益三法公布より公益法人としての認定を申請して存続することを



検討すると共に、新法の趣旨に適うように組織態勢を整備してきました。20数回を超える委員会の会議を通じて、定款、諸規則、事務局体制、財務内容等を精査すると共に、事業

活動方針についても検討を重ねてきましたが、ようやく平成24年6月開催の通常総会において、平成25年4月1日の移行認定を見据えて、定款諸規則の条件付変更の承認決議を得ました。平成24年10月に東京都の公益法人係との事前相談から始まり、担当者との10数回に及ぶ質疑や修正のやりとりの後、平成24年12月に東京都公益認定等審議会に提出となり、同25日に公益相当であるとの答申を得ました。本年4月1日当協会は、特例社団法人から公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会に名称変更し設立となりました。

昭和60年の司法書士法の改正により、昭和61年1月の設立から28年目となりますが、この間当協会は、国の行政改革に伴う特殊法人等の整理統合による大量の嘱託登記や、都市における合理的かつ健全な高度利用促進に伴う都市再開発事業に伴う各種再開発の登記、東京都が行う住民の居住環境の良好な集合住宅促進のための事業に伴う取得者の権利登記、国及び市区町村等が実施する各種公共事業の施行に伴う嘱託登記を通じて、国民の権利の保護を推進する事業を行って参りました。今回、私たちが行ってきた今までの事業及び今後の事業活動方針がいわゆる公益的な活動として認定を受けたことは大変喜ばしいことであり、地道に活動を継続してこれらの道筋をつけていただいた諸先輩方に敬意を表するものであります。

さて、今後の当協会の事業活動ですが、主に3つの活動を主たる事業として行って参ります。

1つ目は、法定事業たる嘱託登記関連事業です。これは従来から、国及び地方公共団体等の複雑かつ大量な嘱託登記案件等を正確かつ迅速に処理していくものであり、集団化された専門性を有する当協会の能力を大いに発揮できる事業であると考えており、東京都全域において、恒常的かつ安定的に、これらのサービスを提供して参ります。

2つ目は、自主事業として、災害復興支援及び地域防災事業を行って参ります。平成23年の東日本大震災は多くの日本国民に衝撃を与えましたが、震災後に公益等認定委員会の会長である池田守男氏から公益法人に対して、そのようなときであるからこそ公益法人としての役割をより以上果たすべきであるとの発言がありました。当協会においても、災害に立ち向かう人々のための支援を重要な使命と考えております。被災者に対する人的物的支援や非常時に際してどのような活動ができるのかを日頃より養っていく必要があるとの認識の基、法律職等の専門家団体で構成される『災害復興まちづくり支援機構』と共にこれらの支援活動を推進して参ります。又、災害への備えとしての防災強化のための「狭あい道路」の解消を目指し、自治体が行う解消事業の支援を推進して参ります。

3つ目は、自主事業として、市民に対する不動産登記に関連する知識の普及啓発活動です。不動産の権利未確定状態が長期に亘ることにより、確定するための手続が複雑さを増し、問題の解決をより困難にしているという状況があります。当協会が嘱託登記事業を行って行く上で事業が遅延する大きな要因のひとつが、この権利の登記が未確定のまま放置されている状況が少なからずあるということです。これら長期間の権利未確定は、決して市民においても好ましいことではありません。そこで、当協会では、不動産の権利に関する課題を多方面からとらえて、不動産に関わる人たちに広く問題解決のための知識の普及啓発事業を実施して参ります。

当協会は、司法書士法の規定により設立された法人であり、事業の種類も司法書士法に定められた事業及びそれに付帯する事業となっており、自ずとその活動には制限があることとなりますが、その中において、司法書士の専門性を存分に発揮して、広く国民に貢献する事業を今後とも行っていく所存です。

「公益法人公嘱協会に期待すること」

第三代理事長 相談役 加藤 雅

永年の願望であった公益法人の認可を取得されたことを先ず衷心よりお慶び申し上げます。長期に亘り関係官庁との折衝に当たり、この結果を得るまで日夜奮闘してこられた理事長、担当理事はじめ皆様の不断の努力に対して満腔の敬意を表するとともに、当協会の

歴史の一端を担ったものとして厚く御礼を申し上げます。新しい体制には新しい義務と責任が求められるものであり、理事長の優れたリーダーシップのもと執行部一丸となって協会の所期の目的達成のため一層の奮励努力されんことを願うとともに、協会及び社員の皆様のご繁栄を心からお祈り申し上げます。

第五代理事長 相談役 角川 勲

公益法人化、おめでとうございます。受託件数の減少や一部協会の解散といった暗いニュースを吹き飛ばす朗報に、協会組織員の一人として「快哉！」と叫びたいほどの喜びを禁じ得ません。会費制が導入され運営基盤の安定化が実現する一方、組織率が大幅に低下する中であって、公嘱協会の公益性を関係各署に粘り強く訴え続け、公益法人化を勝ち取った生田目理事長をはじめ現役役員各位の努力に心より敬意を表するものです。

東京公嘱協会が全国に先駆けて公益法人化を実現したことは、同様な取り組みを進めている他協会にとって、大変大きな支えとなるはずで。この快挙を皮切りに、全国に公益法人たる公嘱協会が続々と誕生することを願って止みません。

公嘱協会の公益法人化は協会組織員のみならず司法書士業界にとっても大変有意義なことではないでしょうか。司法書士が有する専門能力を結集して、官公署等に係る登記を迅速的確に処理することは公益に資するものと評価されたのであり、公嘱協会とはまさに司法書士が登記制度を通じて社会的使命を具現化する一つの場であることが社会的にも認知されたということです。公嘱協会がこれまで業界の一団体としてはやや継子的な扱いを受けてきたことも否めない事実ではありますが、今後は、業界内の公益法人として、司法書士業界発展の一翼を大いに担って行かれる

ことを切望するものであります。

公益法人化は終着点ではなく、公嘱協会の新たな出発点です。新しい公嘱協会のあり方を確立していく必要があります。そのためには、やはり、より多くの公嘱事件を獲得し、その専門性や組織力を活かすことにより、社会に貢献していくことが肝要と思います。競争入札には出来る限り参加し、そして入札価格の検証・検討を含め落札するための努力をしていくことが大事になるのではないのでしょうか。また、災害時等緊急事態下において、国家国民から登記業務に関する専門的知識が求められる局面にあっては、積極的にこれに応えて行く必要があります。そうした局面にあっては、公益性の観点から、対価を求めず事件処理にあたることも視野に入れていく必要があるかも知れません。

公嘱協会の発展は、組織員に夢と希望を与えるだけでなく、その公益性と相俟って、司法書士の社会的地位を向上させるものであります。アベノミクスで日本経済にもやや明るさが見えてきており、公共事業も増加傾向にあります。狭あい道路の拡幅、社会的インフラ整備等の公共事業が増加すれば、公嘱協会の活躍の場も増えていくのではないかと思います。公益法人化を勝ち取った今、組織強化により一層努め、より多くの公嘱事件を受託・処理する中、公嘱協会が真の意味で司法書士の社会貢献実現の場であると認知されることを願っております。

平成24年度の公開市民講座のご報告

常任理事 永井 正己

当協会は、平成23年度から、「相続・遺言」を題材としたわかりやすい法律講座を、講師を派遣して都内各地で開催してきました。

本年度は協会支部幹事が中心となって公開市民講座を各地で開催することができ、開催に至らなかった支部でも協会支部幹事が公開市民講座の広報に尽力いただき、すでに25年度の公開市民講座の開催が決定している支部もあります。

各支部で年1回以上公開市民講座が開催できるよう、今後も企画・広報に努めていきたいと思っています。



公開市民講座は、「相続・遺言」についての知識の普及をはかる活動で、当協会の公益活動の1つであります。官公署等の公共事業の推進にあたり、事業対象の土地建物について相続未処理案件の解決が困難なケースが少なくありません。相続についての未処理案件が少なくなれば公共事業の推進に少なからず寄与できるものと考えております。

平成24年度第2回研修会の報告

理事 入沢 修自

平成25年3月5日18時より司法書士会館日司連ホールにおいて「韓国・北朝鮮の相続入門」研修を開催しました。講師は東京司法書士会中央支部副支部長、東京司法書士政治連盟副幹事長、特定非営利活動法人涉外司法書士協会理事を歴任され、「土業専門家による中小企業支援のてびき」（民事法研究会・共著）や、「市民と法」（民事法研究会）、「月刊登記情報」（一般社団法人金融財政事情研究会）に原稿執筆されている山本健詞先生です。

外国籍の方の登記についてはごく希に依頼を受けることもあります。希であるだけに、どちらかという少し手間のかかる案件という先入観をいだきがちです。そんななか先生は、韓国・北朝鮮の相続法について研究され、率先して依頼を受け、現在では日本で企業経営している韓国・朝鮮籍の方々からの相談・依頼も受けておられるとのことでした。

講義は、日本、韓国、北朝鮮の歴史的背景から紐解かれました。1910年（明治43年）の日韓併合による日本国籍の強要や、日本本土を内地、朝鮮・台湾・関東州・南洋諸島を外地として外地については当該地域の自治を比較的寛容に認め、朝鮮戸籍も施行されたが、他方で創氏改名を間接的に強制したことや、ポツダム宣言受諾・サンフランシスコ講和条約により、朝鮮人と呼ばれていた人たちは日本国籍を喪失し、戦後は本人の申請により「朝鮮」籍から「韓国」「大韓民国」籍に書き替えることが出来るようになり、その際公的書面での証明を必要とし、証明ができない場合には書き替えが認められなくなっているとのことでした。

現在、実務においては、外国人登録証明書の国籍が「朝鮮」で、韓国人であることの証明がない場合でも、当事者が特に韓国人ではないと主張しない限り、身分行為上の本国法



としては、すべて「韓国民法」を適用しているとのことでした。

いま改めて、法の適用に関する通則法第36条と第41条を眺めつつ、講義の内容を確認すると、レジュメにある大韓民国国際私法、大韓民国涉外私法には、遺言で日本法による旨定めない限り、韓国法が適用され、法の適用に関する通則41条の反致は適用されない、よって韓国の相続法や戸籍制度の理解が必要ということになります。一方、北朝鮮の対外民事関係法によれば、同法45条で「不動産相続に対しては相続財産がある国の法律を」適用するとされているので反致により日本法が適用されます。したがって北朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国の家族法・相続法が適用されることはほぼなく、参考資料としてこれらも掲載頂きました。

講義では、簡単に韓国民法について最近の法改正について説明がなされ、その後に具体的な韓国戸籍の見方について解説して頂きました。韓国では、日本人で言うところの苗字が婚姻によって変わることがないこと、先祖の発祥地名を本貫（ボンガン）として戸籍（2008年以降は家族関係登録簿）に記載されていることなど家制度の違いを知ることができ、実際に仕事となったときの前提知識として役立ちました。



ティータイム

司法書士と母親、二足の草鞋

世田谷支部 木部 響子

今年もようやく暖かい春が来て、飛散する花粉も落ち着き、例年の私であればゴルフの計画を立てることに心躍らせてる楽しい季節です。

でも！今年の私はゴルフではなく、育児に「うつつを抜かして」おります。

私事ですが、昨年初めての子である長男を出産し、目下育児奮闘中であります。

子どもを産んで思うことですが、世間の皆様の温かいことといたら！ベビーカーで段差を越えることに四苦八苦していて手を貸していただけたことなんて一度や二度ではありません。

個人事業主であり司法書士という職業であるため、満身に産休を取れないのが実状であります。

もちろん医師と相談しながら子どもの健康を第一に考えてではありますが、仕事も早々に復帰しました。

年度途中では保育園の空きもなく、司法書士なら皆よく出入りするだろう場所、法務局や裁判所、役所に銀行などなど・・・様々な場所に子ども同伴で赴きました。子連れで仕事など、批判的な対応をされるのではと危惧していましたが、ありがたいことに行く先々で親切にいただき見ず知らずの人の温かさを実感しました。法務局の多目的トイレでオムツを替え、裁判所の授乳室（！あるんですよ、これが！）で授乳をし・・・と施設の充実にも助けられました。

そして予想以上にご理解いただけたのが、お客様方！長時間の打合せなどにはさすがに遠慮しましたが、簡単な打合せや書類の授受等には事前にお伝えし了承を得た上で子どもを連れて行きました。皆さん代わる代わる抱っこしてくれたり、本当に良くしていただきました。

また、喜ばれたのが老人ホームの訪問。

私が後見人を務める被後見人はもちろん、他の入居者さん達も突然の赤ちゃんの訪問にとっても優しい笑顔を見せてくれました。

事務所のスタッフも、私が応接室で打合せをしている間、あやしてくれたり、嫌な顔せず対応してくれました。

育児と仕事の両立は大変だとよく言われますし、実際そのとおりだと思います。

私のようなやり方には賛否両論あるとは思いますが、私は幸いにも子どもが健康であったこと、事務所スタッフの理解があったこと、家族の協力を得られたこと、そして世間の皆様の温かい心に支えられ、何とか育児と仕事の両立ができました。

冒頭に「うつつを抜かして」と書きましたが、本当にうつつを抜かすほどに育児は楽しく興味深いものです。同じように仕事も好きな私にとって、育児と仕事の両方を体験できた時間を幸せに思います。それを支えて下さった皆様、ありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

息子は4月から晴れて保育園デビューを果たし、私は少し寂しくも昼間は仕事に専念できるようになりました。

生後間もない頃から様々な人に抱っこされていたからか、ママを後追いして号泣する級友を尻目に余裕で保母さんに笑いかける我が子。後追いされない切なさは若干あるものの、周囲の人の温かさを無条件で信頼している息子を誇らしくもあります。

どうか健やかに成長してくれますように！

反抗期はお手柔らかにね（笑）



皆様のお仕事をお手伝いいたします。

金融・保険事業

司法書士総合補償制度
業務用印紙・現金・小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険 事務組合事業

雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会開催

教育情報事業

司法書士手帳の発刊
公式サイトによる情報提供
教育情報誌の編集・出版
組合ニュースの発刊
講習会の開催

東京司法書士 協同組合

福利厚生事業

福利厚生制度
(ホテル・レジャー施設等提携)
レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDLとの提携・人間ドック補助

ネットワーク事業

インターネットによる
情報提供
メルマガ無料配信
先例検索・目的辞書

共同購買事業

業務用必需品
登記関連用紙
書籍・司法書士向ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お手伝いします。
お気軽にお問い合わせください。



労働保険事務組合

東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<http://www.tsknet.jp/>

■本協会取扱い事件納品状況一覧（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

発注機関名	受託の概要	件数
東京都住宅供給公社	賃借権登記の抹消	53
	公社物件上の抵当権抹消登記	
	公社物件の所有権保存登記	
	分譲住宅の所有権移転登記及び抵当権抹消	
練馬区	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記業務	7
府中市	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記業務	129
	公共用地取得登記及び前提登記としての表示変更等登記業務	
	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転及び前提登記としての表示変更登記業務	
	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転登記並びに抵当権抹消登記業務	
	公共用地に関する所有権移転登記業務	
	法定外公共物に関する所有権移転登記業務	
	法定外公共物の権利保全のための所有権保存登記業務	
調布市	狭隘道路拡幅整備に伴う所有権移転及び表示変更等登記並びに抵当権抹消登記業務	95
八王子市	道路用地に関する権利調査業務	41
奥多摩町	99カ年地上権に関する権利調査及び相続移転並びに抹消登記業務	566
合計		891



■編集後記

4月に公益法人としてスタートし、はじめてのハロ・ハロ・ガーデン公嘱。記念すべき122号であります。巻頭言は生田目理事長。加藤相談役、角川相談役にもご執筆いただきました。まさに『祝公益法人』お祝い号です。世の中もアベノミクスだかなんだか、少しずつ活気づいているような。さらにムードが盛り上がるとうれしいですね。皆様、公益法人公嘱協会とハロ・ハロ・ガーデン公嘱を今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

（渡邊 央）

